

## 平成 24 年度茨城県支部事業計画書

日本技術士会の公益社団法人への移行(2011.4.11)により、地域的な会員活動を一層活発化するため「理事会の決議により支部その他の地域組織を設けることができる。」とした新定款第5条も発効した。また、県単位での地域組織の設置を含めた「地域組織の設置運営に関する規則」が制定され、県単位での地域組織設置がスタートした。

茨城県では 2011.12.15 に茨城県支部設置の発議書を提出し、2012.1.19 の理事会で茨城県支部設置が承認された。県支部幹事(役員)選挙で 19 名の幹事が選出され、2012.3.15 の理事会で会長により幹事の中から支部長が選任された。支部長により 2012.3.24 に第 1 回の茨城県支部役員会が開催され、県支部の運営が開始された。

県支部は統括本部の事業計画書に沿って特に地域的な会員活動を一層活発化するよう取組んでいく。特に、発議書にあるように「会員技術士の力を結集して、地域に密着したきめ細かな対応を通して技術士活動の活性化を図り、国、県各市町村地域自治体・関連諸機関、県内企業・団体及び県民に対する科学技術の向上と県民経済の発展に寄与する」よう取り組む。

発足初年度である平成 24 年度は、まず、茨城県支部として円滑な運営ができるよう基盤作りを進めていく。

### 1. 技術士及び技術者の倫理の啓発

平成 23 年 3 月に新たに制定された「技術士倫理綱領」を技術士への浸透を図るため、講演会等の機会を捉え技術者倫理の啓発に努める。

### 2. 技術士の資質向上

技術士法では、技術士の資質の向上を図るため、資格取得後の継続研鑽(CPD)が責務とされ、CPD は日本技術士会の基本事業の一つと位置づけられており、県会員技術士に対する CPD 実施機会の増加を目指した施策を実施する。

(1) 「全体会合(年次大会)での CPD 講演会」の開催

(2) 「技術士 CPD ミニ講座」の開催

(3) テーマ毎の CPD 啓発講座の開催

### 3. 技術士制度の普及・啓発

技術士制度の普及・啓発のために、県および関連機関、団体他への技術士の活用促進を働きかけるとともに、技術士制度に関する広報活動を行う。また、開催する講演会などを公開し技術士制度の普及を図る。

(1) 県および関連機関、団体他への技術士の活用及び技術士制度に関する提言や働きかけ

(2) 「中小企業活性化研究会・交流会」に参加

(3) 技術士制度の普及・啓発のため県支部広告の情報誌への掲載検討

#### 4. 業務開発及び活用促進

技術士としての業務の発展、あるいは有資格者としての意義が社会の中に正当に位置づけられることを目的に、新たな事業の開拓とその普及および県および関連機関、団体等への働きかけを行う。

- (1) 県商工労働部産業技術課との意見交換会予定
- (2) 県施策への積極的参加
  - ・産学官連携、環境施策、建設施策ほか
- (3) 茨城県工業技術センター、(財)茨城県中小企業振興公社、(株)ひたちなかテクノセンター、(財)日立地区産業支援センター、(株)つくば研究支援センター、ほか関連機関、団体との連携による中小企業支援業務への参画
- (4) 戦略的基盤技術高度化支援事業(サポーターリングイナダストリー事業)他への提案支援への参画
- (5) 「塑性加工を科学するフォーラム」に参画

#### 5. 技術系人材の育成

技術士資格取得に向けた修習技術者(技術士第一次合格者及びJABEE認定課程修了者)の修習活動を支援する事業内容の検討と大学等の教育機関に対する技術士活動の紹介など技術士制度の普及啓発を図る。

- (1) 修習技術者に対する支援体制の充実と準会員への入会促進
- (2) 大学・高専等の教育機関に対する技術士及び技術士制度についての普及啓発

#### 6. 地域社会貢献活動

技術士の専門技術を生かし、地域社会や青少年に向けた科学技術に関するコミュニケーションの促進を行うなど、科学技術基本計画支援事業を行う。

技術士の地位の向上と県支部の公益活動推進のため、地域社会における多種多様な課題に対する技術的支援の見地からの“地域に根ざした社会貢献活動”の推進を図る。

- (1) 青少年のための科学の祭典、霞ヶ浦環境科学センター夏祭り等に出展、「環境保全茨城県民会議」に参加、小学校、保育園などへの出前教習など、理科教育、環境保全啓発への地域貢献活動を行う。
- (2) ひたちなかテクノセンターのISO関係養成講座等、関係機関への講師派遣
- (3) (公財)茨城県中小企業振興公社中小企業情報誌「Wing21 いばらき」他への記事投稿

#### 7. 情報発信・連携の強化

「地域社会に向けた情報発信」は茨城県支部の活動に重要であり、早期確立と内容の充実を図っていく。

- (1) 県支部のホームページの立ち上げ
- (2) 県支部のパンフレットの制作
- (3) 県支部会報等の定期発行による県支部活動の広報

- (4) 県支部の活動状況をホームページに掲載し地域社会への積極的な情報発信
- (5) ホームページでの会員コーナー、同報メールシステムの活用により提供情報の充実を図る

#### 8. 組織運営の強化

茨城県支部発足に伴い支部組織の早期整備確立と円滑な運営を図る。

- (1) 役員会、委員会、事務局等支部組織の早期組織化整備と円滑な運営の推進
- (2) 事務所運営のための諸手続きの実施と運営管理整備

以上